



薬食発1021第1号
平成21年10月21日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第149号）が別添の通り平成21年10月21日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる6物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ・ ジフェニル（ピロリジン－２－イル）メタノール及びその塩類
- ・ １－ナフタレニル（１－ペンチル－１Ｈ－インドール－３－イル）メタノン及びその塩類
- ・ （１ＲＳ，３ＳＲ）－３－〔２－ヒドロキシ－４－（２－メチルオクタン－２－イル）フェニル〕シクロヘキサン－１－オール及びその塩類
- ・ （１ＲＳ，３ＳＲ）－３－〔２－ヒドロキシ－４－（２－メチルノナン－２－イル）フェニル〕シクロヘキサン－１－オール及びその塩類
- ・ １－（４－フルオロフェニル）ピペラジン及びその塩類
- ・ ２－（メチルアミノ）－１－（４－メチルフェニル）プロパン－１－オン及びその塩類

（２）指定された物質を含む物

（１）に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

２．医療等の用途の規定

上記１．に示した物質について、法第７６条の４に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

（１）次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第４項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

（２）法第６９条第３項に規定する試験の用途

（３）法第７６条の６第１項に規定する検査の用途

（４）犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物
にあつては、それぞれ右欄に掲げる用途

ジフェニル (ピロリジン-2-イル) メタノール、その塩類及びこれらを含 有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさ せる用途
1-(4-フルオロフェニル)ピペラ ジン、その塩類及びこれらを含む 物	元素又は化合物に化学反応を起こさ せる用途

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に
対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日 (平成 21 年 10 月 21 日) から起算して 30 日を経過した日
(平成 21 年 11 月 20 日) から施行すること。